

(別記要領様式第7号)

収入  
印紙  
400円  
→割印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金  
借用証書

年 月 日

群馬県社会福祉協議会長 様

決定番号 第 号

(貸付を受けた者) 住所  
氏名  
電話番号  
携帯電話

実印

私は、次のとおり、群馬県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けましたので、裏面の注意事項及び本制度実施要綱等について了解した上で、滞りなく返還を行います。

金額	円
貸付区分	入学準備金・就職準備金
貸付利子及び延滞利子	<p>&lt;貸付利子&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人を立てた場合：無利子</li> <li>・連帯保証人を立てない場合：返還債務の履行猶予期間中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1%</li> </ul> <p>&lt;延滞利子&gt;</p> <p>正当な理由がなく訓練促進資金を返還すべき日までに返還しなかった場合：返還すべき日の翌日から返還の日（納付書による納付日）までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%</p>
貸付金の返還	<p>&lt;返還期間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書等に基づき、群馬県社会福祉協議会長が認めた期間</li> </ul> <p>&lt;返還方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還事由が発生した翌月から、一括、又は分割（最長で5年間まで）で返還する</li> </ul>

私は、訓練促進資金について、裏面の注意事項及び実施要綱等について了解し、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万が一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担し、返還期限内に必ず返還します。

(連帯保証人) 住所  
氏名  
電話番号

実印

(連帯保証人) 住所  
氏名  
電話番号

実印

(裏面)

## < 注意事項 >

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受ける方(借受人)は、下記の注意事項をよく読み、内容を了解した上で、借用証書(表面)に署名、捺印をしてください。

- ①実施要綱「第5 貸付契約の解除」に規定された事項のいずれかに該当する場合、契約は解除となります。
- ②実施要綱「第7 返還」に規定された事項のいずれかに該当する場合、その「返還すべき事由」が発生した日の属する月の翌月から、貸付金を返還していただきます。
- ③連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負っていただきます。
- ④実施要綱「第8 返還の債務の履行猶予」に規定された事項のいずれかに該当する場合は、群馬県社会福祉協議会長(以下「県社協」とする。)へ「返還債務猶予申請書」を提出してください。その後、県社協から返還債務猶予決定が通知された場合に限り、訓練促進資金の返還に係る債務の履行が猶予されます。
- ⑤実施要綱「第6 返還の債務の当然免除」、又は「第9 返還の債務の裁量免除」に規定された事項のいずれかに該当する場合は、県社協へ「返還債務免除申請書」を提出してください。その後、県社協から返還債務免除決定が通知された場合に限り、訓練促進資金の返還に係る債務が一部又は全額免除されます。
- ⑥借受人の債務返還について、契約関係のない第三者から返還の申し出があったときは、借受人の承認を得た後、その弁済を受け入れることがあります。  
ただし、借受人が死亡若しくは行方不明のとき又は県社協が弁済を拒否する特別の理由がないと判断するときは、借受人の承認を確認することなくその弁済を受け入れることがあります。
- ⑦県社協と借受人又は連帯保証人の間で訴訟の必要が生じた場合は、県社協の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。
- ⑧借用証書、実施要綱及び運営要領等に定めのない事項並びに借用証書等の内容に疑義を生じた場合については、県社協の指示に従ってください。

## < 添付書類 >

- ・ 貸付を受けた方(借受人) 本人の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)